

調査の概要

1 調査の目的

本調査は、出生、死亡、死産、婚姻及び離婚の人口動態事象と職業及び産業との関連を明らかにし、人口及び厚生労働行政施策などの基礎資料を得ることを目的とした。

2 調査対象、集計客体及び調査事項

	調査対象	集計客体	調査事項
出生	「戸籍法」及び「死産の届出に関する規程」により届け出られた事象の全数	母の年齢が15歳未満を除く	子どもが生まれたときの父母の職業
死亡		本人の年齢が15歳未満を除く	死亡したときの本人の職業及び産業
死産		母の年齢が15歳未満を除く	死産があったときの父母の職業
婚姻		日本における日本人の事象	同居開始前の夫妻の職業
離婚		別居する前の夫妻の職業	

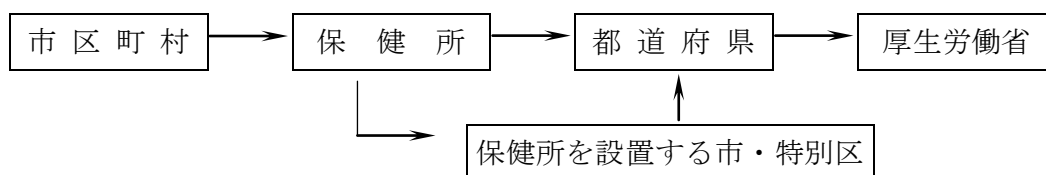
3 調査の期間

平成22年4月1日から平成23年3月31日までの期間に事件発生のものであって、定められた届出期間に届け出られたもの。

4 調査の方法

市区町村において、各届書に記載された職業又は産業について該当する分類番号を人口動態調査票に記入する方法で行った。

5 調査の報告経路



6 結果の集計

集計は、厚生労働省大臣官房統計情報部で行った。

7 利用上の注意

(1) 表章記号の規約

- 計数のない場合
- … 計数不明、又は表章することが不適當の場合
- ・ 統計項目のありえない場合
- 0.0 比率が微小(0.05未満)の場合

- (2) 掲載の数値は四捨五入しているため、内訳の合計が「総数」に合わない場合がある。
- (3) 3頁以降に掲載の構成割合は、不詳を含んだ総数に対する数値である。
- (4) 出生及び死産は母の年齢が、死亡は本人の年齢が15歳未満を除いているが、年齢不詳については15歳未満を除くことができないため、そのまま計上している。
- (5) 今回の調査では、東日本大震災の影響により、特に死亡の届出遅れが多数発生したが、本調査では前頁「3」のとおり調査期間を定めているため、届出遅れのデータは集計対象外としている。